

三重県警察の組織に関する訓令

平成 5 年 2 月 16 日

三重県警察本部訓令第 2 号

改正	平成 5 年 4 月 6 日 三重県警察 本部訓令第 9 号	平成 5 年 9 月 14 日 三重県警察 本部訓令第 12 号
	平成 5 年 11 月 24 日 三重県警察 本部訓令第 13 号	平成 6 年 2 月 14 日 三重県警察 本部訓令第 1 号
	平成 6 年 4 月 1 日 三重県警察 本部訓令第 8 号	平成 6 年 7 月 14 日 三重県警察 本部訓令第 11 号
	平成 6 年 10 月 1 日 三重県警察 本部訓令第 13 号	平成 6 年 11 月 14 日 三重県警察 本部訓令第 22 号
	平成 7 年 2 月 17 日 三重県警察 本部訓令第 2 号	平成 7 年 3 月 10 日 三重県警察 本部訓令第 3 号
	平成 7 年 10 月 31 日 三重県警察 本部訓令第 10 号	平成 8 年 3 月 22 日 三重県警察 本部訓令第 5 号
	平成 8 年 6 月 20 日 三重県警察 本部訓令第 10 号	平成 8 年 11 月 1 日 三重県警察 本部訓令第 15 号
	平成 9 年 3 月 21 日 三重県警察 本部訓令第 5 号	平成 9 年 9 月 25 日 三重県警察 本部訓令第 12 号
	平成 10 年 3 月 20 日 三重県警察 本部訓令第 7 号	平成 10 年 12 月 1 日 三重県警察 本部訓令第 12 号
	平成 11 年 3 月 12 日 三重県警察 本部訓令第 1 号	平成 11 年 9 月 21 日 三重県警察 本部訓令第 4 号
	平成 12 年 3 月 15 日 三重県警察 本部訓令第 3 号	平成 12 年 10 月 13 日 三重県警察 本部訓令第 15 号
	平成 13 年 3 月 16 日 三重県警察 本部訓令第 6 号	平成 14 年 3 月 15 日 三重県警察 本部訓令第 1 号
	平成 15 年 3 月 7 日 三重県警察 本部訓令第 6 号	平成 16 年 3 月 15 日 三重県警察 本部訓令第 2 号
	平成 17 年 3 月 28 日 三重県警察	平成 17 年 10 月 12 日 三重県警察

本部訓令第 8 号	本部訓令第20号
平成18年 3 月20日 三重県警察	平成19年 3 月 6 日 三重県警察
本部訓令第 8 号	本部訓令 8 号
平成20年 3 月14日 三重県警察	平成21年 3 月24日 三重県警察
本部訓令第 4 号	本部訓令第 6 号
平成21年 9 月25日 三重県警察	平成22年 3 月15日 三重県警察
本部訓令第15号	本部訓令第 3 号
平成23年 3 月 7 日 三重県警察	平成24年 3 月16日 三重県警察
本部訓令第 1 号	本部訓令第 1 号
平成25年 3 月15日 三重県警察	平成26年 3 月14日 三重県警察
本部訓令第 2 号	本部訓令第 2 号
平成27年 3 月 6 日 三重県警察	平成27年 6 月19日 三重県警察
本部訓令第 8 号	本部訓令第19号
平成28年 1 月29日 三重県警察	平成28年 6 月14日 三重県警察
本部訓令第 1 号	本部訓令第10号
平成29年 3 月17日 三重県警察	平成29年 3 月28日 三重県警察
本部訓令第 4 号	本部訓令第 5 号
平成30年 3 月15日 三重県警察	平成31年 2 月22日 三重県警察
本部訓令第 3 号	本部訓令第 3 号
令和 2 年 2 月28日 三重県警察	令和 3 年 3 月12日 三重県警察
本部訓令第 5 号	本部訓令第 4 号
令和 4 年 3 月 4 日 三重県警察	令和 5 年 2 月17日 三重県警察
本部訓令第 5 号	本部訓令第 1 号
令和 6 年 3 月 1 日 三重県警察	令和 7 年 2 月28日 三重県警察
本部訓令第 6 号	本部訓令第 3 号

三重県警察の組織に関する訓令を次のように定める。

三重県警察の組織に関する訓令

三重県警察の組織に関する訓令（昭和38年三重県警察本部訓令第 6 号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織

第1節 警察本部（第2条―第4条）

第2節 警察学校（第5条）

第3節 警察署（第6条）

第3章 職制

第1節 警察本部（第7条―第17条）

第2節 学校（第18条―第22条）

第3節 警察署（第23条―第30条）

第4章 交番等（第31条―第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、三重県警察の組織に関する規則（昭和41年三重県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第48条の規定に基づき、三重県警察の組織の細目について必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

第1節 警察本部

（部の庶務担当課）

第2条 部の庶務を担当する課（以下「庶務担当課」という。）は、次のとおりとする。

警 務 部 警務課

生活安全部 生活安全企画課

地 域 部 地域課

刑 事 部 刑事企画課

交 通 部 交通企画課

警 備 部 警備企画課

2 庶務担当課は、部の庶務及び部内の総合調整に関することを行うものとする。

（課等の内部組織）

第3条 課、隊、科学捜査研究所及び運転免許センター（以下「課等」という。）に、別表第1に掲げる内部組織を置く。

2 課等に置く内部組織の分掌事務については、規則に規定する所掌事務に基づ

き、当該課等の所属の長が別に定める。

第4条 削除

第2節 警察学校

(警察学校の内部組織)

第5条 警察学校（以下「学校」という。）に、別表第2に掲げる科及び係を置く。

- 2 学校に置く科及び係の分掌事務については、規則に規定する学校の所掌事務に基づき、校長が別に定める。

第3節 警察署

(警察署の内部組織)

第6条 警察署に、別表第3に掲げる内部組織を置く。

- 2 警察署に置く内部組織の分掌事務については、規則に規定する警察本部の課等の所掌に属する事務を基準として、署長が別に定める。

第3章 職制

第1節 警察本部

(室長等)

第7条 課等に、別表第1の室長等の欄に掲げる室長、課内隊長、少年サポートセンター長及び通訳センター長（以下「室長等」という。）を置く。

- 2 室長等には、警視の階級にある警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。
- 3 室長等は、上司の命を受け、特定の事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 4 別表第1の室長等の欄に掲げる室長等の下に、副室長、課内副隊長又は副センター長（以下「副室長等」という。）を置くことができる。
- 5 副室長等は、上司の命を受け、室、課内隊又は少年サポートセンターの分掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第8条 削除

第9条 削除

(管理官)

第10条 課等に管理官を置くことができる。

- 2 管理官には、警視の階級にある警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。

- 3 管理官は、上司の命を受け、特定の事務を総括調整し、部下職員を指揮監督する。

(副参事)

第11条 課等に、副参事を置くことができる。

- 2 副参事には、事務官又は技官をもって充てる。
- 3 副参事は、上司の命を受け、特定の事務を調整処理し、部下職員を指揮監督する。

(調整官及び調査官)

第12条 課等に、調整官及び調査官を置くことができる。

- 2 調整官及び調査官には、警部の階級にある警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。
- 3 調整官は、上司の命を受け、課等の所掌事務のうち特定の事務を調整処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 調査官は、上司の命を受け、課等の所掌事務のうち特定の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第13条 課に課長補佐を、隊に隊長補佐を、科学捜査研究所に科長を、運転免許センターにセンター長補佐を置き、地域課に水上警察隊長及び鉄道警察隊長を、鑑識課に機動鑑識隊長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に中隊長を置く。

- 2 課長補佐、隊長補佐、科長及びセンター長補佐には、警部の階級にある警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。
- 3 課長補佐、隊長補佐、科長及びセンター長補佐は、課長、隊長、所長又はセンター長を補佐して別表第1に掲げる担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 水上警察隊長、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長及び中隊長には、警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 5 水上警察隊長、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長及び中隊長は、別表第1に掲げる担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(課等に置く職)

第13条の2 課等に別表第4に掲げる職を置く。

- 2 別表第4の警視の欄に掲げる職は、警視の階級にある警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。
- 3 前項の職にある者は、上司の命を受け、特定の事務を調整処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 別表第4の警部の欄に掲げる職は、警部の階級にある警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。
- 5 前項の職にある者は、上司の命を受け、特定の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(統括係長等)

第14条 係に、係長、主任及び係員を置き、小隊に、小隊長、分隊長及び隊員を置き、班に、班長、班主任及び班員を置く。ただし、同一係に係長が複数配置された場合には統括係長を、同一小隊に小隊長が複数配置された場合には統括小隊長を、同一班に班長が複数配置された場合には統括班長を置くことができる。

- 2 統括係長、係長及び主任には警察官又は事務官若しくは技官を、統括小隊長、小隊長、分隊長、統括班長、班長及び班主任には警察官をもって充てる。
- 3 統括係長、統括小隊長及び統括班長は、上司の命を受け、担当事務を統括処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 統括係長、統括小隊長及び統括班長は、自己の属する係、小隊又は班の他の係長、小隊長又は班長に対し、指揮命令をすることができる。
- 5 係長、小隊長、班長、主任、分隊長及び班主任は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 係員には警察官又は事務官若しくは技官その他所要の職員を、隊員及び班員には警察官をもって充てる。
- 7 係員、隊員及び班員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

第15条 削除

(研究職)

第16条 科学捜査研究所に研究職を置く。

- 2 研究職は、首席研究官、研究管理官、研究主幹、研究主査、研究主任及び研究員とする。

(企画官)

第17条 各部に企画官を置く。

2 企画官には、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 企画官は、上司の命を受け、部の企画に関する特定の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第2節 学校

(教官)

第18条 学校に、教官を置く。

2 教官には、巡査部長以上の階級にある警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。

3 教官は、上司の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(副参事)

第18条の2 学校に、副参事を置くことができる。

2 前項の副参事については、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

(調整官及び調査官)

第19条 学校に、調整官及び調査官を置くことができる。

2 前項の調整官及び調査官については、第12条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(科長)

第20条 科に、科長を置く。

2 科長には、警部の階級にある警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。

3 科長は、上司の命を受け、科の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(統括係長等)

第21条 係に、係長、主任及び係員を置く。ただし、同一係に係長が複数配置された場合には、統括係長を置くことができる。

2 統括係長及び係長並びに主任には、警察官又は事務官若しくは技官をもって充てる。

3 統括係長は、上司の命を受け、担当事務を統括処理し、部下職員を指揮監督する。

4 統括係長は、自己の属する係の他の係長に対し、指揮命令することができる。

る。

5 係長及び主任は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

6 係員には、事務官又は技官その他所要の職員をもって充てる。

7 係員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

第22条 削除

第3節 警察署

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

(警務官、事件指導官及び交通官)

第26条 警察署に、警務官、事件指導官及び交通官を置くことができる。

2 警務官、事件指導官及び交通官には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 警務官は、上司の命を受け、警務部門の事務を総括調整し、部下職員を指揮監督する。

4 事件指導官は、上司の命を受け、生活安全部門、地域部門、刑事部門及び警備部門の事件捜査を総括調整し、部下職員を指揮監督する。

5 交通官は、上司の命を受け、交通部門の事務を総括調整し、部下職員を指揮監督する。

(副参事)

第26条の2 警察署に、副参事を置くことができる。

2 前項の副参事については、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

(調査官)

第27条 警察署に、調査官を置くことができる。

2 前項の調査官については、第12条第2項及び第4項の規定を準用する。

3 調査官は、課の長をその職とするときは、当該課の職を呼称とする。

(課長)

第28条 課に、課長を置く。

2 課長には、警察官、事務官又は技官をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(主幹)

第29条 課に主幹を置くことができる。

2 主幹には、事務官又は技官をもって充てる。

3 主幹は、上司の命を受け、課の特定の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(統括係長等)

第30条 係に、係長、主任及び係員を置き、班に、班長、班主任及び班員を置く。

2 同一係に係長が複数配置された場合には統括係長を、同一班に班長が複数配置された場合には統括班長を置くことができる。ただし、地域課にあつては、課単位で統括係長を置くことができる。

3 統括係長、係長及び主任には警察官又は事務官若しくは技官を、統括班長、班長及び班主任には警察官をもって充てる。

4 統括係長及び統括班長は、上司の命を受け、担当事務を統括処理し、部下職員を指揮監督する。

5 統括係長及び統括班長は、自己の属する係又は班の他の係長又は他の班長に対し、指揮命令することができる。ただし、地域課の統括係長は、地域課の他の係の係長に対しても指揮命令することができる。

6 係長、班長、主任及び班主任は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

7 係員には警察官又は事務官若しくは技官その他所要の職員を、班員には警察官をもって充てる。

8 係員及び班員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

第4章 交番等

(幹部交番)

第31条 幹部交番に、勤務員を置く。

2 勤務員には、警部以下の階級にある警察官、事務官又は技官をもって充てる。

3 幹部交番に、所長を置く。

4 所長には、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。

5 所長は、上司の命を受け、幹部交番に属する区域内の警察事務を処理し、部

下職員を指揮監督する。

- 6 当該交番の勤務員である警部補及び巡査部長の階級にある警察官並びに同相当職の事務官及び技官は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 7 前項の勤務員以外の勤務員は、上司の命を受け、区域内の警察事務を処理する。

(交番、警察官駐在所及び署所在地)

第32条 交番、警察官駐在所及び署所在地に、それぞれ勤務員を置く。

- 2 勤務員には、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 交番に、所長を置くことができる。
- 4 所長には、警部補の階級にある警察官をもって充てる。
- 5 二以上の交番又は警察官駐在所の所管区を結合した区域（以下「ブロック」という。）に、ブロック長を置くことができる。
- 6 交番及び署所在地の勤務員である警部補及び巡査部長は、上司の命を受け、所管区内の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 7 前項の勤務員以外の勤務員は、上司の命を受け、所管区内の警察事務を処理する。

(自動車警ら班)

第33条 警察署に、自動車警ら班を置く。

- 2 勤務員には、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 自動車警ら班に、班長を置くことができる。
- 4 班長には、警部補の階級にある警察官をもって充てる。
- 5 自動車警ら班の勤務員である警部補及び巡査部長は、上司の命を受け、事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 前項の勤務員以外の勤務員は、上司の命を受け、事務を処理する。

附 則

この訓令は、平成5年2月23日から施行する。

附 則（平成5年4月6日三重県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成5年4月6日から施行する。

附 則（平成5年9月14日三重県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成5年9月14日から施行する。

附 則（平成5年11月24日三重県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成5年11月24日から施行する。

附 則（平成6年2月14日三重県警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成6年2月14日から施行する。

附 則（平成6年4月1日三重県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月14日三重県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成6年7月22日から施行する。

附 則（平成6年10月1日三重県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成6年11月14日三重県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成6年11月17日から施行する。

附 則（平成7年2月17日三重県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月17日から施行する。

附 則（平成7年3月10日三重県警察本部訓令第3号）

この訓令中第1条の規定は平成7年3月13日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月31日三重県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日三重県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成8年3月25日から施行する。

附 則（平成8年6月20日三重県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成8年6月24日から施行する。

附 則（平成8年11月1日三重県警察本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月21日三重県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成9年3月24日から施行する。

附 則（平成9年9月25日三重県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成9年9月30日から施行する。

附 則（平成10年 3 月20日 三重県警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成10年 3 月24日から施行する。

附 則（平成10年12月 1 日 三重県警察本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の三重県警察の組織に関する訓令の規定は、平成10年10月 1 日から適用する。

附 則（平成11年 3 月12日 三重県警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定（通訳センター長に係る部分を除く。）並びに同条第 4 項及び第 5 項の改正規定並びに別表第 4 の改正規定（少年課の項に係る部分に限る。）については、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 9 月21日 三重県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成11年10月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月15日 三重県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成12年 3 月27日から施行する。ただし、別表第 1 の国際対策課に係る部分及び別表第 3 の国際対策係に係る部分については、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年10月13日 三重県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成12年10月20日から施行する。

附 則（平成13年 3 月16日 三重県警察本部訓令第 6 号）

この訓令中第 1 条の規定は平成13年 3 月26日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月15日 三重県警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成14年 3 月25日から施行する。

附 則（平成15年 3 月 7 日 三重県警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成15年 3 月14日から施行する。

附 則（平成16年 3 月15日 三重県警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成16年 3 月25日から施行する。

附 則（平成17年 3 月28日 三重県警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年10月12日 三重県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年10月17日から施行する。

附 則（平成18年 3 月20日三重県警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 6 日三重県警察本部訓令第 8 号）

この訓令中第 1 条の規定は平成19年 3 月15日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月14日三重県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成20年 3 月24日から施行する。

附 則（平成21年 3 月24日三重県警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成21年 3 月27日から施行する。

附 則（平成21年 9 月25日三重県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成21年10月 5 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月15日三重県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 7 日三重県警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成23年 3 月14日から施行する。

附 則（平成24年 3 月16日三重県警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成24年 3 月26日から施行する。

附 則（平成25年 3 月15日三重県警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成25年 3 月25日から施行する。

附 則（平成26年 3 月14日三重県警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 6 日三重県警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成27年 3 月16日から施行する。

附 則（平成27年 6 月19日三重県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成27年 6 月22日から施行する。

附 則（平成28年 1 月29日三重県警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成28年 2 月 8 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月14日三重県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年 6 月24日から施行する。

附 則（平成29年 3 月17日三重県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成29年 3 月27日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日三重県警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月15日三重県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成30年 3 月26日から施行する。

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年 3 月26日から施行する。ただし、別表第 1 警備第二課の項の改正規定、同項の次に 1 項を加える改正規定、別表第 4 警備第二課の項の改正規定及び同項の次に 1 項を加える改正規定並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

（三重県警察の行政文書の管理に関する訓令の一部改正）

- 2 三重県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第 26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成31年 2 月22日三重県警察本部訓令第 3 号）

- 1 この訓令は、平成31年 3 月 8 日から施行する。
- 2 三重県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第 26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和 2 年 2 月28日三重県警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、令和 2 年 3 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月12日三重県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月29日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 4 日三重県警察本部訓令第 5 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 4 年 3 月28日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（三重県警察における公文書の管理に関する訓令の一部改正）

- 2 三重県警察における公文書の管理に関する訓令（令和 3 年三重県警察本部訓

令第7号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和5年2月17日三重県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日三重県警察本部訓令第6号)

この訓令は、令和6年3月18日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日三重県警察本部訓令第3号)

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

別表第 1

課 名	室 長 等	担 当	係 名
総 務 課		秘 書 担 当	秘 書 係
	公安委員会事務室長	公安委員会事務担当	公安委員会事務係
		県議会連絡担当	県議会連絡係
		公文書管理担当	公文書管理係
		情報公開担当	情報公開係
		広 聴 担 当	広 聴 係
	広報室長	広報担当	広報係
	取調べ監督室長	取調べ監督担当	取調べ監督係
会 計 課		予 算 担 当	予 算 係
		出 納 担 当	出 納 係
	監 査 室 長	企 画 指 導 担 当	企 画 指 導 係
		監 査 担 当	監 査 係 遺失物管理係
		調 達 担 当	調 達 係 物品管理係
	施 設 室 長	施 設 企 画 担 当	施 設 企 画 係
		施 設 管 理 担 当	施 設 管 理 係
		安 全 施 設 担 当	安 全 施 設 係
		営 繕 担 当	営 繕 係
		装 備 担 当	装 備 係
		車 両 整 備 担 当	車 両 整 備 係
情 報 管 理 課		企 画 指 導 担 当	企 画 指 導 係 デジタル推進係 情報セキュリティ係
		電 算 開 発 運 用 担 当	電 算 開 発 係 電 算 運 用 係

		照 会 担 当	照 会 係
警 務 課		庶 務 担 当	庶 務 係
	企 画 室 長	企 画 担 当	企 画 係
		組 織 ・ 法 制 担 当	組 織 ・ 法 制 係
	人 事 管 理 室 長	人 事 担 当	人 事 係
		採 用 担 当	採 用 係
		給 与 担 当	給 与 係
	被 害 者 支 援 室 長	被 害 者 支 援 担 当	被 害 者 支 援 係
		コンプライアンス推進担当	コンプライアンス推進係
		教 養 担 当	教 養 係
		術 科 指 導 担 当	術 科 指 導 係
		監 察 企 画 担 当	監 察 企 画 係
		監 察 担 当	監 察 係
		訟 務 担 当	訟 務 係
厚 生 課		厚 生 企 画 担 当	厚 生 企 画 係
		健 康 管 理 担 当	健 康 管 理 係
		共 済 担 当	共 済 第 一 係 共 済 第 二 係
		福 利 担 当	福 利 係
留 置 管 理 課		企 画 担 当	企 画 係
		指 導 ・ 支 援 担 当	指 導 ・ 支 援 係
生 活 安 全 企 画 課		庶 務 担 当	庶 務 係
		企 画 担 当	企 画 指 導 係
	許 可 等 事 務 室 長	許 可 等 事 務 担 当	許 可 等 事 務 係
		犯 罪 抑 止 対 策 担 当	犯 罪 抑 止 対 策 係 地 域 安 全 係

人身安全 対策課		企 画 指 導 担 当	企 画 指 導 係
		ストーカー・配偶者暴力対策担当	ストーカー・配偶者暴力対策係
		虐 待 対 策 担 当	虐 待 対 策 係
		特 別 捜 査 担 当	特 別 捜 査 係
少 年 課		企 画 担 当	企 画 係
		捜 査 担 当	捜 査 指 導 係 捜 査 係
	少年サポートセンター長	少年育成・補導担当	少 年 育 成 係 補 導 係
		少年サポートセンター担当	少年サポートセンター係 方面少年サポートセンター係
生 活 環 境 課		捜 査 指 導 担 当	捜 査 指 導 係
		生活環境特別捜査担当	生活環境特別捜査係
サイバー 犯 罪 対 策 課		企 画 担 当	企 画 係
		サイバー戦略担当	人 材 育 成 係 犯 罪 対 策 係
		サイバー捜査指導担当	サイバー捜査指導係
		サイバー事案捜査担当	サイバー事案捜査係
		サイバー捜査技術支 援・解析支援担当	技 術 支 援 係 解 析 支 援 係
地 域 課		庶 務 担 当	庶 務 係
		企 画 担 当	企 画 係
		指 導 担 当	指 導 第 一 係 指 導 第 二 係
		安 全 対 策 担 当	雑 踏 ・ 事 故 係 山 岳 警 備 係
		水 上 警 察 隊 長	水 上 警 察 係
		鉄 道 警 察 隊 長	鉄 道 警 察 係
通 信		企 画 指 導 担 当	企 画 指 導 係

指令課			通信運用係 通信係
			指令係
自動車 警ら隊		自動車警ら担当	企画指導係 第一小小隊 第二小小隊 第三小小隊
刑事 企画課		庶務担当	庶務係
		企画担当	企画係
	刑事指導室長	指導担当	指導係 刑事教養係 公判対応係 取調べ指導係 手配共助係
	通訳センター長	通訳担当	通訳係
捜査支援 分析課		庶務担当	庶務係
		指導担当	捜査支援係 統支計係
		分析担当	手情報分析係
	機動捜査隊長	機動捜査担当	企画指導係 第一小小隊 第二小小隊 第三小小隊
捜査 第一課		庶務担当	庶務係
	強行犯・性犯罪捜査室長	事件指導担当	事件指導係
		強行犯担当	強行犯係
		性犯罪捜査担当	性犯罪捜査係
		特殊事件捜査担当	特殊事件捜査係
	検視官室長		検視係
捜査		庶務担当	庶務係

第二課		企画指導・選挙担当	企画指導・選挙係
		知能・金融担当	知能・金融係
		告訴・告発担当	告訴・告発係
		特別捜査担当	特別捜査係
捜査 第三課		庶務担当	庶務係
		指導担当	指導係
		組織窃盗捜査担当	組織窃盗捜査係
		盗犯担当	盗犯係 盗品捜査係
組織犯罪 対策課		庶務担当	庶務係
		企画指導・対策担当	企画指導・対策係
		情報分析・実態解明・ 暴力団排除担当	情報分析・実態解明・ 暴力団排除係 匿名・流動型犯罪 グループ実態解明係
		匿名・流動型犯罪 グループ特別捜査担当	特別捜査係
		犯罪収益対策担当	犯罪収益対策係
		特殊詐欺特別捜査担当	特別捜査係 特殊詐欺連合捜査係
		暴力団特別捜査担当	特別捜査係
		薬物銃器特別捜査担当	特別捜査係
		国際特別捜査担当	特別捜査係
鑑識課			庶務係
		鑑識指導担当	鑑識指導係

		現 場 担 当	現 場 係
		機 動 鑑 識 隊 長	第 一 小 隊 第 二 小 隊 第 三 小 隊
		鑑 識 資 料 担 当	写 真 係 足 痕 跡 係 指 紋 資 料 係 現 場 指 紋 係
科学捜査 研 究 所			庶 務 係
		指 導 科 長	指 導 係
		物 理 科 長	物 理 係
		化 学 科 長	化 学 係
		法 医 科 長	法 医 係
		人 文 科 長	文 書 理 係 心 理 係
交 通 企 画 課		庶 務 担 当	庶 務 係
		企 画 担 当	企 画 係
	交 通 安 全 対 策 室 長		交 通 事 故 分 析 係
		安 全 対 策 担 当	安 全 対 策 係 高 齢 者 対 策 係 交 通 安 全 教 育 係
交 通 規 制 課		規 制 総 務 担 当	規 制 総 務 係
		規 制 担 当	規 制 第 一 係 規 制 第 二 係
		施 設 担 当	施 設 第 一 係 施 設 第 二 係
		管 制 担 当	管 制 運 用 シ ス テ ム 係

交 通 指 導 課		指 導 取 締 担 当	指 導 取 締 係 取 締 管 理 係 自 動 速 度 取 締 係
		通 告 担 当	通 告 係 放 置 駐 車 対 策 係
		交 通 捜 査 指 導 担 当	交 通 捜 査 指 導 係
		交 通 特 別 捜 査 担 当	交 通 特 別 捜 査 係
		交 通 捜 査 担 当	交 通 捜 査 係
運 転 免 許 セ ン タ ー		庶 務 担 当	庶 務 係
		企 画 担 当	企 画 係 シ ス テ ム 運 用 係
	免 許 管 理 室 長	免 許 担 当	運 転 免 許 管 理 係 運 転 免 許 登 録 係
	運 転 者 支 援 室 長	講 習 ・ 高 齢 者 指 導 担 当	講 習 指 導 第 一 係 講 習 指 導 第 二 係 高 齢 者 指 導 係
		適 性 審 査 担 当	適 性 審 査 係 適 性 相 談 係
	免 許 試 験 室 長	試 験 ・ 教 習 所 指 導 担 当	学 科 試 験 係 技 能 試 験 係 外 国 免 許 審 査 係 教 習 所 指 導 係
	意 見 聴 取 室 長	行 政 処 分 担 当	審 査 ・ 登 録 係 意 見 聴 取 ・ 処 分 執 行 係
交 通 機 動 隊			庶 務 係
		中 隊 長	企 画 指 導 係 指 導 送 致 係 第 一 小 隊 第 二 小 隊 第 三 小 隊 第 四 小 隊
高 速 道 路 交 通 警 察 隊		庶 務 担 当	庶 務 係
		交 通 捜 査 担 当	企 画 係

			指 導 係 交 通 搜 査 係
		中 隊 長	第 一 小 隊 第 二 小 隊 第 三 小 隊 第 四 小 隊 第 五 小 隊 第 六 小 隊
警 備 企 画 課		庶 務 担 当	庶 務 係
		企 画 担 当	企 画 係
		資 料 担 当	資 料 係
		第 一 担 当	第 一 係
		第 二 担 当	第 二 係
		第 三 担 当	第 三 係
	警 備 特 別 対 策 室 長	第 四 担 当	第 四 係
		第 五 担 当	第 五 係
警 備 第 一 課	外 事 情 報 戦 略 室 長	第 一 担 当	第 一 係
		第 二 担 当	第 二 係
		第 三 担 当	第 三 係
		第 四 担 当	第 四 係
警 備 第 二 課	警 衛 警 護 室 長	警 衛 担 当	警 衛 係
		警 護 担 当	警 護 係
		警 備 実 施 担 当	警 備 実 施 係
	危 機 管 理 室 長	危 機 管 理 担 当	危 機 管 理 係
		災 害 対 策 担 当	災 害 対 策 係
	警 察 航 空 隊 長	航 空 担 当	航 空 係
機 動 隊		庶 務 担 当	庶 務 係
		中 隊 長	運 用 係 教 養 訓 練 係

			裝 第 第 第	備 一 二 三	技 小 小 小	術 小 小 小	係 隊 隊 隊
--	--	--	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

別表第 2

警察学校	科	名	係	名
	庶	務	科	庶 務 係
	教	務	科	教 務 係
	学	生	科	学 生 係

別表第 3

署 名	課 名	係 名
桑 名 四日市南 鈴 鹿 津 阪 松 伊 勢	会 計 課	会 計 係
	警 務 課	警 務 係 安全相談・被害者支援係
	留置管理課	留 置 管 理 係
	生 活 安 全 課	生活安全・人身安全係 人身安全・少年係 人身安全・捜査係
	地 域 課	企 画 指 導 係 事 件 指 導 ・ 教 養 係 遊 撃 警 務 係 地 信 域 ら 係 通 信 指 令 係
	刑 事 第 一 課	捜 査 庶 務 係 強 行 盗 犯 係 鑑 識 係
	刑 事 第 二 課	捜 査 庶 務 係 知 能 犯 係 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 第 一 課	交 通 総 務 係 交 通 規 制 係
	交 通 第 二 課	捜 査 庶 務 係 交 通 指 導 係 交 通 捜 査 係
	警 備 課	警 備 第 一 係 警 備 第 二 係
四日市北	会 計 課	会 計 係
	警 務 課	警 務 係 安全相談・被害者支援係
	留置管理課	留 置 管 理 係
	生 活 安 全 課	生活安全・人身安全係 人身安全・少年係 人身安全・捜査係
	地 域 課	企 画 指 導 係 事 件 指 導 ・ 教 養 係 地 域 係

		通 信 指 令 係
	刑 事 第 一 課	捜 査 庶 務 係 強 行 盜 犯 係 鑑 識
	刑 事 第 二 課	捜 査 庶 務 係 知 能 犯 犯 犯 係 組 織 罪 罪 罪 係 対 策
	交 通 課	交 通 総 務 ・ 規 制 係 交 通 指 導 係 交 通 捜 査 係
	警 備 課	警 備 係
津 鳥 尾 伊 名 南 羽 鷺 賀 張	会 計 課	会 計 係
	警 務 課	警 務 係 安全相談・被害者支援係
	留 置 管 理 課	留 置 管 理 係
	生 活 安 全 課	生活安全・人身安全係 人 身 安 全 ・ 少 年 係 人 身 安 全 ・ 捜 査 係
	地 域 課	企 画 指 導 係 事 件 指 導 ・ 教 養 係 地 域 指 導 係 通 信 指 令 係
	刑 事 課	捜 査 庶 務 係 捜 査 査 査 係 捜 査 査 査 係 鑑 識 第 一 二 係
	交 通 課	交 通 総 務 ・ 規 制 係 交 通 指 導 係 交 通 捜 査 係
	警 備 課	警 備 係
い な べ 四 日 市 西 山 亀 山	会 計 課	会 計 係
	警 務 課	警 務 係 安全相談・被害者支援係 留 置 管 理 係
	生 活 安 全 課	生活安全・人身安全係 人 身 安 全 ・ 捜 査 係
	地 域 課	企 画 指 導 係

			地	域	係
		刑 事 課	搜 査	庶 務	係
			捜 鑑	査 識	係
		交 通 課	交	通	係
大熊紀 台野宝		警 備 課	警	備	係
		会 計 課	会	計	係
		警 務 課	警 安 全 留 置	務 相 談 ・ 被 害 者 支 援 管 理	係 係 係
		生活安全刑事課	生 活 査 査	安 庶 査 識	係 係 係
		地 域 交 通 課	企 画 交	指 導 域 通	係 係 係
		警 備 課	警	備	係

別表第 4

課 名	警 視	警 部
会 計 課		車 両 整 備 工 場 長
生活安全企画課	犯 罪 抑 止 対 策 官	
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策官	
通 信 指 令 課		指 令 官
捜 査 第 一 課		検 視 官
捜 査 第 二 課	特 別 捜 査 指 導 官	
組織犯罪対策課	組織犯罪特別捜査管理官	
	暴力団対策意見聴取官	
交 通 企 画 課		交 通 事 故 分 析 官
交 通 規 制 課	交 通 管 制 官	
交 通 指 導 課		交通事故事件捜査統括官
運転免許センター	交 通 聴 聞 官	
機 動 隊	教 養 訓 練 指 導 官	